

焼津市告示第112号

令和8年度焼津市介護サービス事業者支援助成金交付要綱を次のように定める。

令和8年4月16日

焼津市長 中野 弘道

令和8年度焼津市介護サービス事業者支援助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 市長は、令和6年7月2日からの県道静岡焼津線浜当日トンネルの通行止めにより、介護保険サービス（以下「サービス」という。）の利用に支障が生じている元小浜地区（焼津市第15自治会第11町内会5組の区域をいう。以下同じ。）の市民のサービス利用を支援するため、予算の範囲内において、介護サービス事業者（以下「事業者」という。）のサービス提供に係る車賃に相当する額を助成するものとし、その交付に関しては、焼津市補助金等交付規則（昭和60年焼津市規則第1号）及びこの要綱の定めるところによる。

(助成対象者)

第2条 助成金の交付の対象となる者（以下「助成対象者」という。）は、元小浜地区に在住する市民にサービスを提供するため、やむを得ずサービス提供地域（介護サービス事業所（以下「事業所」という。）の運営規程に定める通常の事業の実施地域をいう。）外を通り、車両により訪問する事業者又は元小浜地区と市内の事業所間を車両で送迎する事業者とする。

(助成金の額)

第3条 助成金の額は、令和8年4月1日以降に前条の訪問又は送迎の経費として、1往復当たり660円とする。

(助成金の申請)

第4条 助成金の交付を受けようとする者は、県道静岡焼津線浜当日トンネルの通行止めが解除されたときは、その日から起算して30日を経過した日又は令和9年3月31日のいずれか早い方の日までに、焼津市介護サービス事業者支援助成金交付申請書兼請求書（別記様式）に訪問又は送迎をしたことが分かる書類及び事業所の運営規程を添えて、市長に提出しなければならない。

(助成金の交付決定)

第5条 市長は、前条に規定する申請があったときは、速やかに内容を審査し、適当と認めたときは、助成金を申請者の指定する口座に振り込むものとする。

(雑則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、助成金の支給に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公示の日から施行し、令和8年度分の補助金に適用する。

別記様式（第4条関係）

焼津市介護サービス事業者支援助成金交付申請書兼請求書

(宛先) 焼津市長 所在地 事業者名 代表者氏名 電話 () 事業所の名称	年 月 日 ㊟			
次のとおり令和8年度焼津市介護サービス事業者支援助成金交付要綱に基づき、訪問又は送迎に要した車賃相当額（令和 年 月分から令和 年 月分）に係る助成金の交付を受けたいので、関係書類を添えて申請します。				
介護保険サービス利用者の住所、氏名	住所			
	氏名			
申請額	送迎の回数____往復×660円＝_____円 訪問の回数____往復×660円＝_____円			
口座振込先 金融機関名	金融機関名		支店名	
	口座種別	普通 ・ 当座	口座番号	
フリガナ				
口座名義				

(添付書類) 訪問又は送迎したことが分かる書類、事業所の運営規程